

奈半利町園芸農業経営基盤強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈半利町補助金交付規則（平成8年規則第1号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、奈半利町園芸農業経営基盤強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町は、本町農業の柱である施設園芸を担う農家の農業経営基盤の強化を図るために、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 奈半利町に住民登録を行っており、町内の農地で耕作を行う新規就農者（認定新規就農者又は就農開始5年以内）であること。
- (2) 奈半利町に住民登録を行っており、町内の農地で耕作を行う認定農業者であること。
- (3) 奈半利町に住民登録を行っており、町内の農地で耕作を行う園芸農家（農業収入が50万円以上の農業者で、今後も事業の継続の意思のある方）であること。
- (4) その他町長が特に必要と認める者。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項に規定する補助対象者となることが出来ない。

- (1) 町税等町に対する債務を滞納している者
- (2) 奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号。以下「排除規則」という。）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 省力化・効率化整備

労働力の省力化又は効率化や省エネルギー化などの効果が確立又は実証できる農業用資機材等の購入又は整備。

(2) データ駆動型農業推進整備

データ駆動型農業の推進など収益向上につながる効果が確立又は実証できる農業用資機材等の購入又は整備。

(3) 簡易な農業用水施設整備

農業用水の不足など営農継続に必要である簡易な農業用水施設の整備。

(4) 就農環境改善等整備

施設園芸にかかる就農者の維持や増加を図ることを目的に、労働災害等の防止や就農作業環境の改善に必要である設備等の購入または整備。

(5) 農業用ハウス被覆資材張替整備

農業資材等の価格高騰で厳しい経営状況にある園芸農家の経営を支援するため農業用ハウス被覆資材張替えに要する経費を支援。

(補助金額の交付)

第5条 補助事業の要件や補助額は当該年度の予算範囲内で、別表のとおりとする。

2 前項の規定において算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

2 補助金の交付申請は、申請者1人当たり同一年度につき、1件までとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付を決定した場合は、当該申請をした補助対象者に補助金の交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 前条の交付決定を受けた補助対象者は、当該決定を受けた事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、補助金変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書の提出があった場合は、必要に応じて審査を行い、適当であると認めるときは、補助金変更決定(却下)通知書(様式第4号)により補助対象者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象事業を実施した補助対象者は、毎年度における事業を完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 精算金額が確認できる請求書及び領収書の写し

(2) その他町長が必要と求める書類

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、実績報告書及び関係書類の審査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第 11 条 補助対象者は、第 10 条に規定する補助金の確定通知を受けたときは、補助金請求書(様式第 7 号)により町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助対象者が虚偽の申請等を行ったとき
- (2) 補助対象者が関連法令に反する行為を行ったとき
- (3) 補助対象者が奈半利町暴力団排除条例(平成 22 年条例第 16 号)第 2 条に掲げる各号のいずれかに該当すると認めたとき
- (4) その他町長が補助金交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

(検査)

第 13 条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の使途について関係書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は当該電磁的記録)を担当職員に検査させることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

事業内容及び補助対象	補助額	要件 (下記のすべてを満たすこと)
<p>1 省力化・効率化整備</p> <p>労働力の省力化又は効率化や省エネルギー化などの効果が確立又は実証できる農業用資機材等の購入又は整備</p>	<p>対象経費の2分の1以内の額 補助金限度額 100千円</p>	<p>農業者等がIoPクラウド「SAWACHI」の利用登録をしている又は申請中であること</p>
<p>2 データ駆動型農業推進整備</p> <p>データ駆動型農業の推進など収益向上につながる効果が確立又は実証できる農業用資機材等の購入又は整備</p>		<p>国庫補助事業又は県単独事業の採択要件を満たす事業については、原則として補助対象としない</p>
<p>3 簡易な農業用水施設整備</p> <p>農業用水の不足など営農継続に必要な簡易な農業用水施設の整備</p> <p>なお、採択に当たっては園芸用ハウス整備事業整備済または整備を計画している箇所を優先する</p>	<p>対象経費の3分の1以内の額 補助金限度額 300千円</p>	<p>国庫補助事業又は県単独事業の採択要件を満たす事業については、原則として補助対象としない</p>

<p>4 就農環境改善等整備</p> <p>施設園芸にかかる就農者の維持や増加を図ることを目的に、労働災害等の防止や就農作業環境の改善に必要である設備等の購入または整備</p>	<p>対象経費の2分の1以内の額 補助金限度額 100 千円</p>
<p>5 農業用ハウス被覆資材張替整備</p> <p>①被覆資材（外張）</p> <p>②張替等に必要なるハウス資材</p> <p>※上記①、②ともに施工費は補助対象外</p> <p>※張替を行う被覆資材の耐用年数は概ね5年以上とする</p> <p>※他の補助金・助成金との併用は不可</p>	<p>対象経費の5分の1以内の額 補助金限度額 1 棟当たり 150 千円/10a</p>